

規制改革推進に関する第 4 次答申

平成 30 年 11 月 19 日

規制改革推進会議

目次

I 総論	1
1. はじめに	1
2. 審議経過	1
3. 本答申の実現に向けて	1
II 各分野における規制改革の推進	2
1. 第四次産業革命のイノベーション・革新的ビジネスを促す規制・制度の改革	2
(1) オンラインによる遠隔教育の本格的推進	2
(2) 総合取引所の実現	3
(3) モバイル市場における適正な競争環境の整備	4
(4) 電子政府の推進による事業者負担の軽減	6
ア 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険手続等の簡易なオンライン申請の実現	6
イ 住宅宿泊事業法に基づく届出手続の負担の軽減	6
ウ 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減	7
エ 軽自動車保有手続にかかるオンライン・ワンストップサービスの実現	8
2. 少子高齢化に対応した子育て・介護支援のための規制・制度改革	9
(1) 学童保育対策（いわゆる「小1の壁」の打破）	9
ア 子どもにふさわしい場所の確保	9
イ 多様な人材（担い手）の活用	10
ウ 質の確保等	11
3. 地方創生の強化のための規制・制度改革	13
(1) 農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革	13
ア 利用集積・集約化に係る手続の改善と体制の一体化	13
イ 地域における農業者等による協議の場の実質化	14
ウ その他の措置	14
(2) ドローンの活用を阻む規制の見直し	15
ア 航空法に基づく規制	15
イ 農薬取締法に基づく規制	16
ウ 電波法に基づく規制	17
エ 農業用の最新型ドローンの普及に向けた取組	17
(3) 高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し	18
(参考資料1) 規制改革推進会議委員及び専門委員名簿	19
(参考資料2) 規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過	22

Ⅰ 総論

1. はじめに

「第四次産業革命は、金融・通信・教育など、様々な分野で革新的なイノベーションをもたらすものであります。この流れを一層加速するため、オンライン教育の推進や電波制度改革など、あらゆる分野で規制・制度のガバナンス・ギャップの解消に、内閣を挙げて、取り組んでいきます。我が国が直面する最大の課題は、少子高齢化です。いわゆる小1の壁を解決するための制度改革や、介護離職ゼロに向けた制度改革など、子育て・介護の充実に向けた対策も、早急に進める必要があります。地方創生を力強く進める鍵も、規制改革です。ドローンの活用を阻む規制など、農林水産業の成長産業化のための規制の見直しを始め、地方の活力を生み出す改革にも取り組んでまいります。」

平成30年10月12日に開催された第37回目となる規制改革推進会議（以下「会議」という。）において、安倍内閣総理大臣はこのように規制改革への決意を述べた。本答申は、その後、集中して調査審議した結果を取りまとめたものであり、会議の第4次答申として内閣総理大臣に提出する。

2. 審議経過

平成30年10月12日の第37回会議において、今期の体制として、行政手続部会、農林ワーキング・グループ、水産ワーキング・グループ、医療・介護ワーキング・グループ、保育・雇用ワーキング・グループ、投資等ワーキング・グループを設置した。

同日の会議において、重点事項及びその中で緊急に取り組むべき事項を決定した。

その後、「第四次産業革命のイノベーション・革新的ビジネスを促す規制・制度の改革」のうち、「オンラインによる遠隔教育の本格的推進」や「モバイル市場における適正な競争環境の整備」は投資等ワーキング・グループにおいて、「総合取引所の実現」は会議本体において、「電子政府の推進による事業者負担の軽減」は行政手続部会において調査審議した。

「少子高齢化に対応した子育て・介護支援のための規制・制度改革」については、保育・雇用ワーキング・グループで調査審議した。

「地方創生の強化のための規制・制度改革」については、農林ワーキング・グループで調査審議した。

3. 本答申の実現に向けて

本答申は、今期取り扱う重要事項の中でも、とりわけ迅速な改革が求められる事項について改革の道筋を示したものであり、これを踏まえた改革に直ちに着手すべきである。

規制の多くは利害対立の構造を内包しており、これが規制所管府省の消極姿勢につながり、改革が遅れる主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者を説得・調整し、その構造を突破していくことが求められ、これはひとえに政治のリーダーシップにかかっている。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

以下、各分野における提言のうち、取り組むべき具体的方策を「実施事項」の項に記している。

II 各分野における規制改革の推進

1. 第四次産業革命のイノベーション・革新的ビジネスを促す規制・制度の改革

第四次産業革命によってデジタル化が新たな局面に入り、広範な分野で新技術や新しいビジネスモデルが生まれている。イノベーションのスピードは速く、それが普及するスピードも極めて速い。この動きが生活の新たな可能性につながるためには、関連する規制・制度が適切に、かつ柔軟に変革されることが不可欠である。

この問題意識に立ち、第4次答申においては、オンラインによる遠隔教育の本格的推進、総合取引所の実現、モバイル市場における適正な競争環境の整備、電子政府の推進による事業者負担の軽減に取り組み、以下のとおり規制改革項目を取りまとめた。

(1) オンラインによる遠隔教育の本格的推進

【平成30年度措置】

< 基本的考え方 >

ICTの発達により学校におけるオンラインによる遠隔教育は、技術的には既に可能となっている。プログラミング、英会話を始め様々な分野において、地理的・時間的な制約などを超えて、質の高い教育を受けることが現実的な選択肢となっているにもかかわらず、その本格的な活用は全く進んでいない。

そこで、会議は、生徒の立場に立って教育の質の一層の向上を図る観点から、平成29年5月の第1次答申において、遠隔教育の本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずることを提言した。また、昭和28年に「当分の間」の一時的な措置として定められた、免許外教科担任制度について、教育の質を確保する観点から見直すことを提言し、これらの提言は平成29年6月の規制改革実施計画に盛り込まれた。

これを受け本年9月、文部科学省は、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」を取りまとめた。この施策方針は、新たに病気療養児や不登校児童生徒に対して遠隔教育を行う場合を明確化したが、現行制度における活用例を整理したにとどまり、規制改革実施計画に盛り込まれた「遠隔教育の本格的推進のための施策方針」として評価をすることはできない。「経済・財政再生計画 改革工程表」において、教師の立会いの下、教科の免許状を保有する教師が遠隔の場所から教育を行う「教科・科目充実型」の遠隔教育について、2020年度に70校・科目を実施するという目標が設定されている。これは高等学校全体の2%に満たない校数であり、その他の類型については、実施校数など全体像が把握できていないという現状を踏まえると「遠隔教育の本格的推進」というには目標値として低すぎると言わざるを得ない。

しかし、2年後の平成32年度には小学校においてもプログラミング教育が導入される予定であり、遠隔教育が新たな役割を果たすべきときはすぐそこに迫っている。高等学校においては平成15年に創設された情報科に対応するための教員が不足し、免許外教科担任として年間1,248件の許可が行われ、255件の臨時免許状が発出されている。平成33年度から中学校においてプログラミングに関する教育内容が倍増される予定であるが、高等学校で起きたのと同様の問題がより深刻に拡大することが懸念される。

また、免許外教科担任制度についても、本年9月に文部科学省が取りまとめた「免

許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議報告書」では、同制度の利用を可能な限り縮小させるものの、担当教師への支援や研修の充実を前提に、現場の個別のニーズを適時に調整するための制度として、今後も存続させるべきとされている。しかし、「当分の間」の措置として創設され、65年が経過した今、これ以上の問題の放置は許されない。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

プログラミング、英会話など広く様々の分野において質の高い教育を実現するため、指導体制の充実を図りつつ、5年以内のできるだけ早期に遠隔教育を希望する全ての小・中・高等学校で活用できるよう包括的な措置を講じる。そのため、文部科学省において、中学校における遠隔教育の弾力的実施などについて、教育再生実行会議の議論を踏まえて検討し、工程表を含む中間取りまとめを行い、今年度末までに規制改革推進会議に報告する。

(2) 総合取引所の実現

【平成 30 年度措置】

<基本的考え方>

証券・金融分野と商品分野を一体的に取り扱う総合取引所については、平成 19 年に策定された『経済財政改革の基本方針 2007』（骨太方針）以降、「総合取引所を可及的速やかに実現する」旨が毎年の成長戦略に盛り込まれ、金融商品取引法が 2 度にわたって改正されたにもかかわらず、関係者間の調整は進展せず、実現しないまま現在に至っている。

海外においては、証券・金融分野と商品分野のデリバティブ取引を同じ取引所（グループ）で取り扱うことができる総合取引所が主流になっている。世界の商品市場は活況を呈し、2004 年から 2017 年までに、商品デリバティブ市場の出来高は約 8 倍に増加した。しかし、我が国は、勧誘規制の強化に加えて新たな投資家層の開拓が進まなかったことで低迷し、この間に出来高は約 5 分の 1 に減少している。

我が国の商品市場が価格形成機能を持ち、商品取引のリスク・ヘッジ機能が安定的に確保されるためには、商品デリバティブ市場をこれ以上衰退させてはならない。我が国の経済規模や、金融資本市場の規模に見合った商品市場を形成していくためにも、総合取引所を実現させるべきである。

総合取引所には、「総合取引所を実現するための提言」（平成 30 年 11 月 8 日）において指摘したように、様々なメリットがある。それにもかかわらず、我が国においては、証券・金融デリバティブと商品デリバティブを扱う取引所が別々に設立・運営されてきた。このことがグローバル投資家の市場参加のコストを高め、結果として多くのビジネス機会を喪失してきたことを認識すべきである。

以上の考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。なお、東京商品取引所（TOCOM）と日本取引所グループ（JPX）の統合を含めた組織の在り方は、関係者間の協議に委ねられるべきものだが、形式的な一体化ではなく、実質的に総合取引所を実現させる方向で所要の措置が講じられることを期待する。

<実施事項>

- a TOCOM において上場されている一部の商品デリバティブについて、JPX 傘下の取引所への戦略的な移管を検討し、例えば、大阪取引所において株価指数等の証券デリバティブとワンストップで取引できるようになることを期待する。そのために、金融庁、経済産業省等において、両取引所における協議が円滑に進むよう、関係者との協議を行う。
- b 金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣の「同意」について、総合取引所の実現可能性に過度の不透明感を与えないよう、具体的かつ明確な運用基準を策定することとし、経済産業省等において、今年度末を目途に結論を得る。
- c 総合取引所をおおむね 2020 年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、現在の実行計画を前倒すこととし、両取引所において協議が円滑に進むよう、今年度末を目途に目指すべき方向性について結論を得るべく、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う。その際、商品先物市場の活性化につながるよう、次の点の認識を共有化することが重要である。
 - ・ 世界市場において我が国の商品先物市場が目指すべき位置付け
 - ・ 信用力の強化
 - ・ 新規参入者の増加による流動性向上の確実性
 - ・ プレイヤーのコスト負担が増加しない使い勝手のよい市場設計
- d 現在、電力先物市場の創設及びこれを含む総合エネルギー市場の創設が重要な課題となっているが、どちらかを優先することなく、総合取引所の実現と同時並行的に進める。

(3) モバイル市場における適正な競争環境の整備

【平成 30 年度実施】

<基本的考え方>

携帯電話業界は、MNO (Mobile Network Operator : 移動体通信事業者) 3 社による寡占構造となっており、競争環境に関わる問題が生じてきた。これまで総務省は、競争促進の観点から、ネットワーク設備を有する MNO と、MNO からネットワークの借り出しを受けて事業に参入する MVNO (Mobile Virtual Network Operator : 仮想移動体通信事業者) 間で接続料の適正化、料金その他の提供条件の適正化、利用者の事業者乗換えを容易にする観点からの SIM ロック解除の推進、携帯端末販売の適正化等を推進してきたが、十分な競争条件が確保されたとは言えない。携帯電話業界が寡占状態となっている一つの要因として、通信が装置産業であることが挙げられるが、今後 5 G 導入に当たり膨大な通信設備投資が見込まれることから、実質的な参入障壁は更に高まるおそれがある。

また、公正取引委員会は、「携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成 30 年度調査)」をはじめ、競争政策の視点から携帯電話事業者間の競争促進について、これまで MNO 間や MNO・MVNO 間における競争上の問題点、携帯電話と通信サービスのセット販売、2 年縛り、4 年縛り等を指摘しているほか、消費者庁も携帯電話に関する利用者からのトラブル等の相談について注意喚起を行ってきており、これらについては改善された点もあるが、依然として多くの課題も残されている。

また、中古携帯端末について、MNO は利用者の端末を下取りした後、商社やメーカーに売却し、その多くは海外に流れているとの指摘もあるが、十分に実態が把握されておらず、必要な対応策の是非も十分検討されていない。

この結果、我が国の携帯電話通信料金は、諸外国と比べて高く、また高止まりしていることが指摘されており、家計の支出に占める通信料金の割合は年々上昇し続けている。国民の財産である電波を利用してサービスが提供され、災害時をはじめ国民に欠かせないインフラともなっている携帯電話でこうした状況が放置されれば、今後導入される 5 G により通信サービス需要が更に高まると見込まれることも踏まえると、国民の厚生が大きく損なわれる問題となりかねない。

これらの問題の根源は、携帯電話サービス市場における競争政策の機能不全である。現在、総務省では「モバイル市場の競争環境に関する研究会」の検討を通じ、改善のための取組を始めているが、この取組が一過性の対応に終わり、また同じような問題が繰り返されないようにしなければならない。通信役務、携帯端末販売の適正な競争環境を整備し、より低廉な料金、より利用者のニーズにかなったサービス・製品の選択を可能とすることで、事業者間の競争促進を通じた成長の果実が確実に国民に還元される仕組みを設ける必要がある。

<実施事項>

- a 総務省は、携帯電話市場の競争環境の国際比較を踏まえつつ、以下 d~g に掲げる措置を含め、今年度内に包括的な解決策の全体像を示す。ただし、これを待たずに対応が可能な措置から迅速に実施する。
- b 公正取引委員会は、これまで検討された携帯電話市場における競争政策上の課題への対応について、各国の競争政策との比較も踏まえて検証し、必要な対応を実施する。
- c 消費者庁は、今年度内に携帯電話サービスの契約や販売広告が消費者にとって分かりにくい状況を解消するため、携帯電話等に係る適正表示に関するルール整備・運用改善を行う。
- d 総務省は、端末購入補助によって発生する端末購入の有無等による利用者間の不公平感と料金プランの分かりにくさの解消など、通信料金の適正化に向けて、通信料金と端末料金の完全な分離を図る。あわせて、現状において規制の対象となっていない販売代理店による端末の販売・広告に対応するため、販売代理店に対する適切な規律を速やかに整備する。さらに、通信役務と携帯端末をセットで購入する利用者に対して、一定期間の支払総額を契約時に明示させる措置をとる。これらにより、通信役務及び通信役務の契約と一体となってしまう携帯端末販売の双方で適正な競争環境を整備し、より低廉な料金、より利用者のニーズにかなったサービス・製品の選択を可能とする。
- e 総務省は、接続料や卸契約の料金水準の一層の適正化・透明化を図るとともに、MNO グループのネットワーク提供に係る不当な差別的取扱いの有無等について検証と必要な対応を行い、あわせて、期間拘束契約と自動更新、解約時の違約金の水準、契約時の手続き時間の長さなど、MNO による MVNO との競争を阻むスイッチングコストを抜本的に引き下げ、健全な競争環境を整備する。
- f 総務省と公正取引委員会は MNO が下取りした利用者の端末の流通が不当に制限

されていないかなど端末流通実態について直ちに調査し、その後も必要に応じて調査を行う。問題がある場合には、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づき必要な是正措置を講じる。

- g 総務省は、設備面での競争を促進しつつ、携帯電話業界における設備投資負担を軽減するため、設備共用の環境整備のためのガイドラインを整備し、ネットワークの円滑な整備を推進する。

(4) 電子政府の推進による事業者負担の軽減

ア 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険手続等の簡易なオンライン申請の実現

【a, b：平成 32 年 4 月からの導入を目指す、c：平成 30 年度中速やかに措置】

< 基本的考え方 >

中小企業・小規模事業者にとって、従業員の入社・退社等のたびに、複数の社会保険の窓口（年金事務所、ハローワークなど）を回ることが負担となっている。現状でもオンライン申請は可能であるが、電子証明書（商業登記電子証明書の場合は年間手数料 7,900 円）による本人確認が必要となり普及は進んでいない。また、各種の補助金を申請する際に、同じ情報を重複して記載しなければならないことも、中小企業・小規模事業者の負担となっている。中小企業・小規模事業者にとって負担の少ないオンライン手続の実現が求められている。

2020 年 3 月までに行政手続コストの 20%以上の削減を行うという平成 29 年 5 月の第 1 次答申で示された目標や、平成 32 年 4 月から働き方改革関連法に基づき中小企業への時間外労働の上限規制が適用されることも踏まえると、平成 32 年度当初に中小企業・小規模事業者にとって負担の少ないオンライン手続を実現することを目指すべきである。

< 実施事項 >

- a 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険の就職、退職時等の手続について、法人共通認証基盤を活用し、一つの ID・パスワードで簡単にオンライン申請できるようにする。
- b 中小企業・小規模事業者を対象とした補助金については、申請手続等をより簡易に行うことができる補助金申請システムを経済産業省で構築しているところ、経済産業省以外の府省庁においても本システムの導入を進めるとともに、地方自治体にも活用を促す。
- c 社会保険の ID・パスワード化については、セキュリティ上の課題を、内閣官房 IT 総合戦略室が中心となり、今年度中に速やかに解決する。

イ 住宅宿泊事業法に基づく届出手続の負担の軽減

【a：平成 31 年度措置、b, c：平成 30 年度の検討、早期に結論、d, e：平成 30 年度措置】

< 基本的考え方 >

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に基づく民泊サービスの届出については、「民泊サービスに関する意見」（平成 30 年 7 月 24 日）において指摘したとおり、

- ・ 届出書類が多く観光庁の構築した「民泊制度運営システム」を活用してもオンラインで手続きが完結しない
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）など関連する手続きが多く煩雑になっている等の問題がみられる。

こうした状況は、ICTの活用を基本とし、従来の業規制とは抜本的に異なる取扱いを行うこととした制度設計を踏まえた運用が行われているとは言い難く、観光庁と関連手続の所管府省が連携して各手続の見直しを進める必要がある。

<実施事項>

- 民泊制度運営システムについて、ユーザー目線に立った利便性の高いシステムとなるよう、法令に基づき事業者が求められる対応についてのガイドライン機能を備える等の改修措置を講ずる。
- 民泊制度運営システムにより行われる事業届出については、電子証明書による本人確認が必要とされているが、届出制とされている趣旨にかんがみ、政府全体の方針も踏まえた上で、より簡易な方法の導入を検討する。
- 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出、下水道法に基づく使用開始時期の届出等について、一定の規模・態様のサービスについては要しないこととする方向で検討する。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき行うこととされる民泊サービスの遂行に伴い発生するゴミの処理については、より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにし、その普及を図る。
- 上記 c, d の実施に際し、観光庁は、民泊サービスの適法な遂行に必要な手続法令を所管する府省に対し、積極的に働きかけを行い、その実現を図る。

ウ 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減

【a：平成 31 年上期までに実施、b：平成 33 年度までに実施】

<基本的考え方>

保育所入所の際の就労証明書について、地方自治体ごとに様式がバラバラであるとともに、一部ずつ紙に押印して作成する必要があることが、事業者の負担になっている。

平成 29 年来、国は、標準様式化、デジタル化に取り組んできたが、標準的様式の普及率はいまだ全体の約 40%（保育所等申込者数ベース）にとどまり、特に待機児童問題を抱える大都市での導入が進んでいない（政令指定都市で約 25%、東京 23 区で約 10%）。

<実施事項>

- 平成 32 年度入所分の標準的様式の普及率を保育所等申込者数ベースで 70%とする目標を設定し、標準的様式の普及率の抜本的向上を図る。この目標を達成するため、地方自治体に対して実施したアンケートの調査結果を精査するとともに、大都市の地方自治体において特に導入が進んでいない理由（記載項目が不足等）

を分析し、早急に実効的な対策（例えば、大都市向けの標準的様式の作成など）を立てて、標準様式化、デジタル化を働きかける。

- b 押印不要化を含め、デジタルで完結する仕組みの構築に向けて、関係府省が協力して検討を進める。

エ 軽自動車保有手続にかかるオンライン・ワンストップサービスの実現

【平成 30 年度検討・結論・措置】

< 基本的考え方 >

軽自動車の保有に際し発生する検査、税の納付、保管場所の届出といった行政手続がオンライン・ワンストップで完結することとなれば行政手続コストの軽減が見込まれるが、現状では、関連する提出する書類の作成については行政書士のみが行うことができることとされており、ディーラーや指定整備工場が行うことは認められていない。既に、自動車保有関係手続については、行政書士法施行規則（昭和 26 年総理府令第 5 号）の改正により、平成 17 年以降順次、行政書士法施行規則に定める団体経由でのオンライン・ワンストップでの手続が可能となっているところであり、軽自動車保有手続についても同様の手当を行うべきである。

< 実施事項 >

国土交通省は、軽自動車保有手続についてもオンライン・ワンストップによる手続が可能となるよう、各方面と調整しつつ、まずは継続検査時におけるオンライン申請から取組を進める。こうした取組を踏まえ、総務省は、行政書士法施行規則を改正する。

2. 少子高齢化に対応した子育て・介護支援のための規制・制度改革

現在保育所等に通っている未就学児の多くは、数年後には放課後児童クラブの入所希望者になると見込まれる。政府は待機児童解消として、未就学児の受け皿整備を鋭意進めているが、小学生の放課後対策は、いまだ不十分と言わざるを得ない。放課後児童クラブの待機児童は増え続けており、小学校入学に当たって放課後に子どもを預けられない「小1の壁」の問題が起きている。

この事態を受けて政府は、「新・放課後子ども総合プラン（平成30年）」（以下「新プラン」という。）において、平成31年度から平成35年度までの5年間に約30万人分の放課後児童クラブの受け皿を追加整備し、152万人分の整備を目指すこととしている。

また、政府は共働きなどの留守家庭の小学生を対象とした放課後児童クラブと、全ての子どもを対象とした放課後子供教室の両事業を、同一の小学校内等で実施する「一体型」の普及を求めている。この「一体型」について、政府目標として平成31年までに1万か所以上を掲げるも、平成29年度時点で4500か所の整備にとどまっており、「新プラン」においても同じ目標が掲げられている。

上記の整備目標の達成には、小学生の放課後や長期休みの居場所とするのにふさわしい施設を確保することと、専門的知識と経験を持つ担い手による質の高い事業を実施することが必要であり、これは都市部のみならず地方においても共通の課題である。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

(1) 学童保育対策（いわゆる「小1の壁」の打破）

ア 子どもにふさわしい場所の確保

【a：平成31年度実施、b：平成30年度実施、c：平成31年上期実施、
d：平成30年度実施、e：平成30年実施、f：平成32年度実施】

< 基本的考え方 >

待機児童を解消するために最も重要なことは、放課後や長期休みの居場所の確保である。放課後児童クラブは、児童にとって移動が容易な小学校内への設置が望ましいが、現時点では全ての小学校に存在しているわけではない。

学校施設の活用に積極的に取り組んでいる地方自治体の事例は、他の地方自治体の参考となる要素も多い。小学校内への放課後児童クラブ設置が進むよう、好事例の横展開を図るべきである。

また、国庫補助を受けて建築した学校施設を他用途に転用するには、原則として、補助金相当額の国庫納付が必要だが、一定の要件の下、放課後児童クラブ等に転用する場合には、手続の簡素化等の緩和措置がとられている。しかし、こうした措置の認知は低い。

また、国は、市区町村に対し、一定の要件の下、放課後児童クラブの利用定員の総数（以下「量の見込み」という。）を推計するよう求めているが、推計において、短時間パートタイム労働者の世帯の子どもが含まれていない。学童保育の受け皿整備に当たり、政府は今後の需要量の見積り方法の改善も必要と考える。

したがって、以下の措置を講ずる。

< 実施事項 >

a 厚生労働省及び文部科学省は、放課後児童クラブについて、居住地域による極

端な格差が解消されるよう、待機児童が一定数以上いる市区町村ごとの小学校数、放課後児童クラブ数、放課後子供教室数、余裕教室数、待機児童数を公表し、待機児童が存在する市区町村において余裕教室がある場合には、放課後児童クラブへの転用が促されるよう連携して支援する。

- b 文部科学省は、児童の放課後の居場所確保の重要性について「小学校施設整備指針」に明記する。
- c 小学校内で放課後児童クラブが実施される場合、実施主体は学校でなく、市区町村の教育委員会や福祉部局等であり、これらの部局が責任を持って管理運営に当たることを明確にする必要がある。このため厚生労働省及び文部科学省は、学校施設の管理運営上の責任（教育財産の取扱い、校舎の区分及び管理、学校既存施設の利用、事故等に係る責任の範囲等）の所在について、関係部局間での取決めが行われやすくするよう、参考となるひな形を作成し、地方自治体へ通知する。
- d 厚生労働省及び文部科学省は、これまで取り組んでいる放課後児童クラブの学校内での設置促進に向けた手続の簡素化・弾力化や予算措置について、地方自治体において活用されるよう周知を徹底する。
- e 放課後児童クラブを利用する家庭には、保育所等を利用する家庭に加え、両親のどちらかが短時間パートタイム勤務の場合も想定されるため、厚生労働省は、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」を算出する際に、こうした家庭の児童についても、放課後児童クラブの対象児童として見込めるようにする。
- f 厚生労働省及び文部科学省は、小学校施設の徹底活用がなされている地方自治体の特徴的な取組の事例を他の地方自治体に周知する。

イ 多様な人材（担い手）の活用

【a：平成 32 年度実施、b：平成 30 年度実施、c：平成 32 年度実施、
d：平成 31 年度実施】

< 基本的考え方 >

放課後児童クラブの担い手として、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）が重要な役割を果たしている。子どもが放課後児童クラブで過ごす時間の長さ、特別な配慮を必要とする児童への専門知識に基づく対応等、子どもと直接関わる支援員の子どもへの影響力は大きく、責任範囲も広い。

支援員になるに当たっては、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を平成 31 年度末までに修了することが義務付けられているが、都道府県によっては定員を大きく上回る受講希望者が存在し、指定期限内の受講がかなわないという声もある。また、研修を受講するためには、保育士や社会福祉士等の有資格者や、一定期間以上児童福祉事業に従事した者等、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に規定される受講要件を満たす必要がある。放課後児童クラブの実施主体に対し、地域の実状に応じた専門家育成や、現場で活躍する支援員のキャリア・アップ教育等の環境整備を支援することも求められている。

政府は、支援員の持つ能力と経験をキャリアとして正当に評価し、子育ての専門家として、安定した雇用と活躍の機会を増やすための方策を考えるべきである。

子どもが多様な年齢層と触れ合う機会が減少する中、高齢者が地域社会での活躍の場を自身の居住地に求めていることに鑑み、支援員が高齢者の職業の一つとして積極的に選択される環境を作るべきである。

多様なスキルや経験を持った者が、支援員として認定され、地域社会において、より一層活躍できるよう、以下の措置を講ずる。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、支援員を志す者が大学及び専門学校卒業後、速やかに有資格者として就職できるよう研修の在り方を検討する。
- b 都道府県知事が実施する放課後児童支援員認定資格研修の受講人数枠が不足している場合、受講人数枠及び研修回数を拡大するよう、厚生労働省は都道府県に通知する。また、研修の受講に当たっては、支援員の受講が進んでいない放課後児童クラブからの申請者を優先するよう、厚生労働省は都道府県に周知する。
- c 厚生労働省は、対象者が、時間や場所に縛られず、容易に研修を受講できるよう、通信形態による研修を提供することを検討する。
- d 厚生労働省は、シルバー人材センターの会員が支援員及び補助員として就業する機会が増えるよう、全国シルバー人材センター事業協会に対して通知する。

ウ 質の確保等

【a：平成 30 年度実施、b：平成 31 年度実施、c：平成 30 年度実施、
d：平成 32 年度実施】

<基本的考え方>

子どもの健全な育成を図るためには、放課後児童クラブの質の確保が欠かせない。国は、放課後児童健全育成事業者に対し、その運営内容について自ら評価を行うことを努力義務として位置付けているが、評価の項目については、就学前保育と異なり、放課後児童健全育成事業者に提示していない。その結果、放課後児童健全育成事業者の自己評価の実施率は約 50%にとどまり、評価項目にもバラつきがある。

また、放課後児童クラブについては、市区町村や株式会社など様々な経営主体の参入が受け皿確保につながるとともに、自己評価の実施・公表に積極的に取り組む事業者もある等、質の向上にもつながっている。しかし、市区町村によっては、運営委託事業者の公募から株式会社が除かれているとの指摘もある。

また、「一体型」の場合、放課後児童クラブと放課後子供教室の所管省庁が異なるため、運営や事務手続が複雑化しており、運営者の負担になっているとの声がある。したがって、以下の措置を講ずる。

<実施事項>

- a 「一体型」の政府目標を達成するための工程について、厚生労働省と文部科学省で協議し、平成 30 年度末までに工程表を策定する。
- b 厚生労働省は、運営主体が自己評価を行う際に参考となる評価項目を策定し、地方自治体に通知する。
- c 厚生労働省は、放課後児童クラブの運営に当たっては、民間事業者など多様な運営主体があり得ることを周知するため、放課後児童クラブの設置・運営主体別

の公表を行う。

- d 厚生労働省は、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に沿って、市区町村が運営主体から受け付ける申請書類手続の負担の軽減を行う。

本答申においては、早期に待機児童が解消されることを目指し、最大限の取組が行われるよう検討を行った。しかし、放課後の居場所についてのニーズの多様化が今後更に進むことが予想される中、今後は、実施事項の取組状況を踏まえながら、子ども自身の居場所の選択肢を増やすべく、規模は小さくとも学校以外の居場所の設置や、放課後児童クラブが、放課後の居場所を必要とする全ての子どもにとって利用可能な施設であるために、居住地域や家庭の所得水準などの利用条件において、過度な格差が解消されるような支援策について、検討するべきである。

あわせて、質の評価に関して国は、以下の取組も行うべきである。

- ・ 地方自治体に対し、保育所同様に指導監査指針を発出する。
- ・ 福祉サービス第三者評価制度に準じ、放課後児童クラブの評価基準を策定する。
- ・ 自己評価に際して子どもや親の意見を聞くよう、運営事業者に求める。
- ・ 苦情受付の制度を整備するよう、運営事業者に求める。

3. 地方創生の強化のための規制・制度改革

農業の成長産業化のため、農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するには、農地利用の集積・集約化が必要である。平成 21 年に農地利用集積円滑化事業、平成 26 年に農地中間管理事業が立ち上がったが、農地利用の集積・集約化が加速度的に進んでいるとは言い難い状況であり、これらの事業の在り方の見直しが必要不可欠である。

加えて、集積・集約化された農地が活用され、生産性向上に結び付くには、担い手農業者の法人化、大規模化を進めることが必要である。

また、第四次産業革命の進展は、農業においても例外ではない。データと新技術をいかに活用するかが、農業従事者の高齢化、人手不足に直面した我が国の農業にとって、生き残り成長産業化のカギである。特に、ドローンや高機能農機の活用は、生産性の向上に欠かせない。最新型ドローンを活用することで、肥料や農薬の散布の省力化のみならず、画像解析によるビッグデータ収集、AI 分析による生育状況の把握、収穫量の予測など農業の生産性の劇的な向上が可能となる。ドローン、高機能農機の導入を阻害する規制・制度の総点検が必要である。

以上の観点から、第 4 次答申においては、農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革、ドローンの活用を阻む規制の見直し、高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直しに取り組み、以下のとおり、規制改革項目を取りまとめた。

(1) 農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革

ア 利用集積・集約化に係る手続の改善と体制の一体化

【平成 31 年度措置】

< 基本的考え方 >

「未来投資戦略 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)では、平成 35 年までに全農地面積の 8 割が担い手農業者によって利用されることを目標としているが、農地中間管理機構が活動を開始した平成 26 年以降、担い手への農地利用の集積・集約化は、平成 25 年度末 48.7%から平成 29 年度末には 55.2%までしか進んでいない。目標達成には、現場のニーズも踏まえ、農地利用の集積・集約化の加速に向け対策を総動員することが必要である。

農地中間管理機構については、その手続に対して、農用地利用配分計画の策定に時間がかかり事務が煩雑であることや、配分計画の縦覧に時間がかかること、農地の受け手側の利用状況報告が他制度と重複していることなど、改善を求める現場の声が存在する。

また、農地利用の集積・集約化を進める組織として農地中間管理機構と農地利用集積円滑化団体が並立しているが、農地中間管理機構による事業の委託が進んでいる。農地中間管理機構と市町村の連携を強化し、運用に当たっては、地域の事情に応じて、農業協同組合、農業法人協会などの農業関連組織との協力も推進できるよう見直しを行う必要がある。

< 実施事項 >

- a 市町村による農用地利用集積計画により、農地中間管理機構を通じた借入れと転貸を一括で策定できる仕組みを設ける。

- b 農用地利用配分計画案の縦覧については、今まで意見書提出の実績がないことも考慮し、他の担い手に意見表明の機会を与えるための代替措置を講じた上で廃止する。
- c 受け手から農地中間管理機構への利用状況報告は、農業委員会の利用状況調査と重複することから廃止する。
- d 農地利用集積円滑化事業は、担い手への農地集約を一体的で使いやすい仕組みにより行う観点から、必要な経過措置を設けた上で農地中間管理事業に統合一体化する。ただし、地域に根ざした特色ある農地利用集積円滑化事業の実績を有する団体に限定して、農用地利用配分計画の案の策定を認めるなど農地利用集積円滑化事業を担っている者の協力を得るための仕組みを設ける。

イ 地域における農業者等による協議の場の実質化

【平成 31 年度措置】

< 基本的考え方 >

地域において担い手と農地に関する話し合いを行い、将来的な農地利用の問題を一体的に解決するため、人・農地プランが作成されている。人・農地プランは、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条に基づき、市町村内の区域における農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手段と位置付けられているが、プランの中に農地の出し手が記載されていないなどの理由で、農地利用の集積・集約化に十分に貢献していない。農地利用の集積・集約化を加速すべく人・農地プランの活性化が必要である。

< 実施事項 >

人・農地プランの作成に当たり、地域の農地利用の現況把握（マップ化）及び受け手となり得る担い手の明確化を求める。その際、農地利用最適化推進委員等が人・農地プランの話し合いのコーディネーターとして、積極的に参加することを確保できるよう措置する。

ウ その他の措置

【平成 31 年度措置】

< 基本的考え方 >

農地利用の集積・集約化のためには、長期的な経営が期待できる法人や、広域的な経営を行う認定農業者を増加させることが必要である。中山間地域における担い手不足への対応が必要であり、法人化などの措置が求められている。また、農地の効率的利用に支障が生じないように、集積・集約化されるべき農地の転用期待を抑制することが必要である。

< 実施事項 >

- a 認定農業者による農地利用の広域化が進んでいることを踏まえ、認定農業者について、国・都道府県が認定できる仕組みを設ける。
- b 農業法人の活動実態が拡大し、役員グループ会社間での兼務といった農業経営上の新たなニーズが生じていることを踏まえ、農地所有適格法人の役員につい

て、農業への従事日数（150日以上）要件を見直して、現在、事実上2つに限られている兼務を拡大する。

- c 担い手に対する農地利用の集積・集約化を促進するため、農地の効率的利用に支障が生じないよう転用許可基準を見直す。

(2) ドローンの活用を阻む規制の見直し

ア 航空法に基づく規制

【a:平成31年上期措置、b,c,d,e:平成30年度措置】

< 基本的考え方 >

平成27年の航空法（昭和27年法律第231号）改正後、無人ヘリコプターであっても最新型ドローンであっても、航空法上の無人航空機の安全規制は、国土交通省に一元化されている。

しかし、農薬散布のための無人航空機の航行の安全規制に関しては、国土交通省の「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（平成27年11月17日国土交通省航空局長通知。以下「審査要領」という。）に加えて、「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて」（平成27年12月3日国土交通省航空局長・農林水産省消費・安全局長通知）及び「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」（平成27年12月3日農林水産省消費・安全局長通知。以下「技術指導指針」という。）に基づく制度が存在している。

技術指導指針においては、一般社団法人「農林水産航空協会」（以下「農水協」という。）が航空法上の代行申請を行うことのできる登録認定等機関として唯一認められており、代行申請に加えてオペレーターや機体の認定事業も実施している。

技術指導指針は、航空法と農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき策定されていると思われるが、具体的な法的根拠は明確ではなく、特に航空法上の義務を課したものではないにもかかわらず、農業の現場では、農水協によるオペレーターや機体の認定が義務であるとの誤解や、農水協が航空法に基づく許認可権限を有しているとの誤解が存在する。

また、最新型ドローンの自動操縦機能、カメラ機能等は、ドローンの航法精度を上げ、安全性を確保するのに有効な手段であり、国土交通省も審査要領で安全確保策として認めているにもかかわらず、農水協はこれら機能を備えた最新型ドローンの代行申請は受け付けていない。

さらに、ドローン利用の際は、国土交通省に対する報告に代え、技術指導指針に基づく都道府県・地区別協議会への事前の事業計画書と事後の事業報告書の提出が求められており、これが農業従事者への負担となり、農業用ドローンの導入を阻害している。

< 実施事項 >

- a 最新型ドローンについて、現在の技術指導指針を廃止する。
- b 農水協が直接行うオペレーター認定、機体認定は、農水協の自主事業であって、これを取得する義務はない旨、農林水産省より地方自治体等関係者への周知を徹底する。
- c 従来からの無人ヘリコプターについては、現場の混乱がないよう十分な配慮を

行いながら、当面、次の措置を講じる。

- 航空安全に係る事項は、国土交通省の「審査要領」、又は国土交通省と農林水産省の共管による通達により規制する
 - 農薬安全に係る事項は、農林水産省が新たなガイドラインを策定する
 - 都道府県・地区別協議会等への報告は、必要最小限に限定し、オンライン報告を可能とする
- d 国土交通省の審査要領は、自動操縦、手動操縦にかかわらず、一律に10時間の飛行経歴要件を課している。しかし、自動操縦の農業用ドローンについては、機種ごとの機能・性能に応じたルート設定などの基本操作や、不具合対処など、必要事項についての講習を受けた実績がある場合には、この飛行経歴要件を不要とする。
- e 農林水産省は、審査要領に基づく代行申請制度を通して最新型の農業用ドローン活用が拡大するよう、ディーラー、メーカー等に対し、顧客の代行申請を行うよう促す。これによって、自動操縦機能、カメラ機能等を搭載した機体の申請実績を作る。

イ 農薬取締法に基づく規制

【平成30年度措置】

< 基本的考え方 >

農薬を効率的に使用するにはドローンの活用が効果的である。

農薬取締法により、農薬メーカーには農薬の希釈倍数などについて登録・表示する義務が課されており、農薬使用者には、希釈倍数、使用時期などの基準を遵守する義務が課されている。

陸上散布で認められている低い希釈倍数では、ドローン散布の際は散布液量が多くなり過ぎ、ドローンを活用できない。そのため、ドローンで活用できる農薬は、約500種類にとどまる。品目ごとに見れば選択肢はさらに少なくなり、例えば「かんきつ」については、わずか2種類である。ドローンで活用できる農薬の品目拡大が必要であるが、陸上散布において認められている農薬のドローン散布に当たっては、希釈倍数要件の緩和が不可欠である。

しかし、農薬の希釈倍数の変更に当たっても、改めて農薬メーカーの登録・表示が必要とされ、そのために独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）による検査が必要となる。この検査においては農薬残留データを一から取り直すことが求められるため、数千万円のコストがかかり、ドローンで利用可能な農薬の種類の拡大を阻んでいる。

< 実施事項 >

- a 農薬取締法上、いかなる散布機器を用いるかは農薬を使用する者が遵守すべき基準に含まれていない。農林水産省は「散布」、「雑草茎葉散布」、「湛水散布」、「全面土壌散布」等の使用態様においてドローンを使うか否かは、農薬使用者の自律的な判断に任せる旨、解釈を明確化し、関係者に通知する。
- b 既存の（地上）散布用農薬について希釈倍数の見直しを行う変更登録申請の場合、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の検査において作物

残留試験を不要とし、薬効・薬害に関する試験のみとすることにより、検査コストの大幅な削減を図る。

ウ 電波法に基づく規制

【a：平成 31 年度措置、b：平成 31 年度中速やかに措置、
c：平成 30 年度中速やかに措置】

< 基本的考え方 >

ドローンの航行の安全を確保する上で、リアルタイム通信による位置情報の収集や、カメラによる視野確認が有効である。また、ピンポイントで肥料や農薬を散布するためにもカメラによる視野確認が必要となる。このような通信には、低出力の Wi-Fi などでは不安定であり、携帯電話の電波利用が不可欠である。

しかし、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）上、陸上移動局は、「陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局」と定義されており、ドローンは陸上移動局として認められていない。

また、ドローンで利用される携帯電話端末の数を、総務省と携帯電話事業者が把握できるよう実用化試験局制度が導入されているが、毎回、携帯電話事業者経由で総務大臣の許可を取得することが必要であり、導入の拡大を阻害している。

< 実施事項 >

- a 総務省は、本年度中に必要な実証試験を行い、検証内容に基づいてドローンの携帯電波利用を拡大させるために必要な制度改正を行う。
- b 総務省は、電波法上、低空を飛行するドローンについては、地上での携帯電話利用と同じく陸上移動局として携帯電波を利用可能とする場合の要件を技術的に検証し、明確化する。a の制度改正の全体の実施に先んじて、実施可能な事項が明らかになった場合は、先がけて実施する。
- c 制度開始までの間についても、実用化試験局による免許申請制度の簡略化など、より簡易に LTE 通信や 5 G などの携帯電話用の電波帯を使用できる仕組みを構築する。

エ 農業用の最新型ドローンの普及に向けた取組

【平成 30 年度措置】

< 基本的考え方 >

ドローン分野のイノベーションを農業分野に取り込むことは極めて重要であり、そのために国が果たすべき役割は大きい。データに基づいたスマート農業を促進するには、マルチローター型を中心とした航行の安定性の高いドローン導入を強力かつ集中的に促進する必要がある。以下に述べる改革を行うべきである。

< 実施事項 >

- a 次の要素を含む「総合的な農業用ドローン導入計画（仮称）」を農林水産省が中心となって策定する。
 - 最新型ドローン導入の目標値
 - 導入促進のための地方説明会の開催回数の目標値

- 実質的に「ドローン用農薬」と位置付けられる農薬品目数の目標値
 - 農業用ドローンの普及拡大に向けた規制点検や先端技術に関する情報共有の枠組み
- b 農林水産省は、民間事業者のニーズをくみ取りながら農業用ドローンの普及を拡大するために、経済産業省の協力も得て官民協議会を立ち上げる。最新型ドローンについて技術指導指針に基づく都道府県・地区別協議会は廃止し、ドローン推進のための地域組織が必要な場合は、官民協議会の下に新組織を立ち上げる。

(3)高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し

【a：平成 30 年度措置、b：平成 30 年度検討開始、結論を得次第、速やかに措置】

< 基本的考え方 >

「未来投資戦略 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)では、遠隔監視による農機の無人走行システムを平成 32 年までに実現させるという目標が掲げられ、取組が進められている。農村の人手不足を克服して生産性を上げるにはこの目標の確実な達成が必須だが、あわせて、高機能農機を使いやすくするための措置も必要である。

農業者が、散在する圃場間をトラクターで移動する際、農機等の着脱に作業労力や時間がかかることから、装着・牽引したまま公道を走行することがある。しかし、トラクター本体が道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)に基づく型式認定を取得していても、型式認定時に含まれていない農機や除雪機を装着・牽引している場合、道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがある。農機等の高機能化や大型化を進めるとともに、これらのアタッチメントを用いるに当たり障壁となる規制について見直しを行う必要がある。

< 実施事項 >

- a 国土交通省及び農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引して公道を走行するトラクターについて、車幅、灯火装置の装着等に関し、いかなる措置を講じた場合に、道路運送車両法に適合することとなるか、保安基準の緩和制度の活用を含めて明確化し、地方運輸局への周知徹底を図る。
- b 国土交通省及び農林水産省は、a で記載した以外にも大型の農機等を装着・牽引して使用する際に障壁となる規制がないか洗い出し、警察庁の協力も得ながら道路交通における安全性を考慮の上、早急に対策を講じる。

規制改革推進会議委員及び専門委員名簿

委員名簿

議長	大田 弘子	政策研究大学院大学教授
議長代理	金丸 恭文	フューチャー代表取締役会長兼社長 グループCEO
	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
	飯田 泰之	明治大学政治経済学部准教授
	江田 麻季子	世界経済フォーラム日本代表
	古森 重隆	富士フイルムホールディングス代表取締役会長兼CEO
	高橋 滋	法政大学法学部教授
	新山 陽子	立命館大学食マネジメント学部・教授
	野坂 美穂	多摩大学経営情報学部専任講師
	長谷川 幸洋	ジャーナリスト
	林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
	原 英史	政策工房代表取締役社長
	森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科寄付講座教授
	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授
	山本 正巳	富士通取締役会長

専門委員名簿

行政手続部会

大崎 貞和	野村総合研究所フェロー
川田 順一	JXTGホールディングス取締役副社長執行役員
國領 二郎	慶應義塾常任理事、慶應義塾大学総合政策学部教授
佐久間 総一郎	新日鐵住金常任顧問
田中 良弘	新潟大学法学部准教授
堤 香苗	キャリア・マム代表取締役
濱西 隆男	尚美学園大学総合政策学部教授
八 劔 洋一郎	ワークスアプリケーションズ副社長執行役員

農林ワーキング・グループ

青木 亮輔	東京チェーンソーズ代表取締役
齋藤 一志	庄内こめ工房代表取締役
白井 裕子	慶應義塾大学政策・メディア研究科兼環境情報学部准教授
林 雅文	伊万里木材市場代表取締役
藤田 毅	フジタファーム代表取締役
本間 正義	西南学院大学経済学部教授
三森 かおり	ぶどうばたけ取締役
渡邊 美衡	カゴメ取締役専務執行役員経営企画本部長

水産ワーキング・グループ

有 路 昌 彦 近畿大学世界経済研究所水産・食料戦略分野教授
泉 澤 宏 泉澤水産代表取締役
下 苧 坪 之 典 ひろの屋代表取締役
中 島 昌 之 マルハニチロ取締役専務執行役員
花 岡 和佳男 シーフードレガシー代表取締役社長
本 間 正 義 西南学院大学経済学部教授
渡 邊 美 衡 カゴメ取締役専務執行役員経営企画本部長

医療・介護ワーキング・グループ

川 淵 孝 一 東京医科歯科大学大学院医療経済学分野教授
後 藤 禎 一 富士フイルム取締役常務執行役員
土 屋 了 介 ときわ会顧問
森 田 朗 津田塾大学総合政策学部教授

保育・雇用ワーキング・グループ

池 本 美 香 日本総合研究所主任研究員
島 田 陽 一 早稲田大学法学学術院教授

投資等ワーキング・グループ

角 川 歴 彦 KADOKAWA 取締役会長
村 上 文 洋 三菱総合研究所 社会ICTイノベーション本部 主席研究員

ワーキング・グループ等の構成員

ワーキング・グループ等	構成員			
行政手続部会	高橋 滋 安念 潤 野坂 美穂 林 いづみ 原 英史	部会長 部会長代理 委員 委員 委員	大崎 貞和 川田 順一 國領 二郎 佐久間 総一郎 田中 良弘 堤 香苗 濱 西隆男 八 劔 洋一郎	専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員
農林ワーキング・グループ	飯田 泰之 長谷川 幸洋 新山 陽子 林 いづみ	座長 座長代理 委員 委員	青木 亮輔 齋藤 一志 白井 裕子 林 雅文 藤田 毅 本間 正義 三森 かおり 渡 邊 美衡	専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員
水産ワーキング・グループ	野坂 美穂 原 英史 新山 陽子 長谷川 幸洋 林 いづみ	座長 座長代理 委員 委員 委員	有路 昌彦 泉 澤 宏 下 苧坪 之典 中 島 昌之 花岡 和佳男 本間 正義 渡 邊 美衡	専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員
医療・介護 ワーキング・グループ	林 いづみ 森下 竜一 江田 麻季子 野坂 美穂	座長 座長代理 委員 委員	川 淵 孝一 後藤 禎一 土屋 了介 森田 朗	専門委員 専門委員 専門委員 専門委員
保育・雇用 ワーキング・グループ	安念 潤 森下 竜一 飯田 泰之 八代 尚宏	座長 座長代理 委員 委員	池本 美香 島田 陽一	専門委員 専門委員
投資等ワーキング・グループ	原 英史 森下 竜一 飯田 泰之 八代 尚宏	座長 座長代理 委員 委員	角川 歴彦 村上 文洋	専門委員 専門委員
タスクフォース	八代 尚宏	主査		

規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過

規制改革推進会議

第 37 回	H30.10.12	<ul style="list-style-type: none"> ・規制改革推進会議の進め方について ・第 3 期の重点事項について
第 38 回	H30.10.29	<ul style="list-style-type: none"> ・総合取引所について（金融庁、経済産業省、農林水産省、東京商品取引所、日本取引所グループからのヒアリング）
第 39 回	H30.11.8	<ul style="list-style-type: none"> ・総合取引所について ・農業用ドローンの普及拡大に向けた意見について ・規制改革推進に関する検討状況について

行政手続部会

第 1 回	H30.10.17	<ul style="list-style-type: none"> ・経済団体からの意見について（各省からの回答） ・中小企業・小規模事業者の行政手続の簡素化について（補助金及び社会保険） ・関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> - 「自治体戦略 2040 構想研究会」報告書について（総務省からのヒアリング） ・就労証明書の書式統一・デジタル化について（内閣府子ども・子育て本部、内閣官房 IT 総合戦略室、厚生労働省、内閣府番号制度担当室からのヒアリング）
第 2 回	H30.10.22	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> - 健康保険の住所変更について - J L I S の手数料負担について（厚生労働省、総務省からのヒアリング） ・関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> - 民泊サービスの推進について（観光庁、厚生労働省からのヒアリング） ・個人事業主の事業承継（許認可）の簡素化について
第 3 回	H30.11.5	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認ガイドラインの検討状況について ・関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> - 民泊サービスの推進について（消防庁、環境省、国土交通省、観光庁、厚生労働省）

農林ワーキング・グループ

第 1 回	H30.10.12	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンに関する規制制度の現状と課題について（関係事業者からのヒアリング） ・作業機を装着した農耕作業用自動車の公道走行について（関係府省からのヒアリング） ・農林ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項について
第 2 回	H30.10.30	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンに関する規制制度の現状、更なる利活用に向けた取組・検討状況について（農林水産航空協会、農林水産省、総務省、国土交通省からのヒアリング）
第 3 回	H30.11.8	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制等について（農林水産省からのヒアリング） ・農地政策の現状と課題について（事業者からのヒアリング） ・農業用ドローンの普及拡大に向けた意見について ・国有林からの木材供給及び木材の生産流通に関する新たなスキームについて（農林水産省からのヒアリング）
第 4 回	H30.11.15	<ul style="list-style-type: none"> ・国有林からの木材供給及び木材の生産流通に関する新たなスキームについて

		(農林水産省からのヒアリング) ・ 農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制等について(農林水産省からのヒアリング)
--	--	---

水産ワーキング・グループ

第1回	H30.10.29	・ 規制改革実施計画に係る改正法案について(農林水産省からのヒアリング) ・ 水産ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項(案)
-----	-----------	--

医療・介護ワーキング・グループ

第1回	H30.10.29	・ 医療・介護ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項(案) ・ 健診情報の入手の容易化(関係事業者からのヒアリング) ・ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し (厚生労働省、支払基金からのヒアリング)
第2回	H30.11.8	・ データ・ポータビリティに関する調査・検討の状況 ・ 外国人観光客に係る診療価格の見直し

保育・雇用ワーキング・グループ

第1回	H30.10.15	・ 保育・雇用ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項 ・ 放課後児童クラブに関するヒアリング(関係事業者からのヒアリング)
第2回	H30.10.26	・ 放課後児童クラブに関するヒアリング(練馬区からのヒアリング) ・ ジョブ型正社員に関するヒアリング(関係事業者からのヒアリング)
第3回	H30.11.1	・ 放課後児童クラブに関するヒアリング(板橋区からのヒアリング) ・ 年次有給休暇に関するヒアリング(厚生労働省からのヒアリング)
第4回	H30.11.2	・ 放課後児童クラブに関するヒアリング (文部科学省、厚生労働省からのヒアリング)
第5回	H30.11.9	・ ジョブ型正社員に関するヒアリング(明治大学 野川忍教授からのヒアリング) ・ 待機児童対策協議会に関するフォローアップ(厚生労働省からのヒアリング) ・ 学童保育対策に関する意見書審議

投資等ワーキング・グループ

第1回	H30.10.18	・ 投資等ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項 ・ オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用 (文部科学省からのヒアリング)
第2回	H30.10.26	・ オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用 (新経済連盟、愛媛県からのヒアリング)
第3回	H30.10.31	・ オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用 (茨城県からのヒアリング) ・ 携帯電話事業者間の競争促進 (消費者庁、公正取引委員会、総務省からのヒアリング)
第4回	H30.11.7	・ 携帯電話事業者間の競争促進 (テレコムサービス協会、NTTドコモからのヒアリング)
第5回	H30.11.9	・ オンラインによる遠隔教育など教育における最新技術の活用 (文部科学省からのヒアリング)
第6回	H30.11.13	・ 携帯電話事業者間の競争促進(総務省、公正取引委員会、消費者庁からのヒアリング)